



「春日井市土砂等の埋立て等に関する条例」 を制定しました



近年、有害物質を含む建設残土などが埋設されたことを原因とする土壤汚染の事例が全国で判明しています。このような状況を受け、土壤汚染を未然に防ぐための条例を制定しました。10月1日からの施行に先立ち、条例の概要を紹介します。

条例の目的

万一、有害物質を含んだ建設残土などが搬入されて土壤が汚染された場合、その処理に多くの労力と費用がかかります。また、汚染の状況によっては人への健康被害も懸念されることにもなります。そこで、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止するとともに、特定事業を対象とする届け出により内容を把握し、搬入される土砂等の汚染の有無を事前に確認するなど、事業者、土地所有者、市がそれぞれの責務を持って、土砂等の埋立て等による土壤汚染の未然防止に取り組み、市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

用語の説明

- 土砂等**：土砂や土砂に混入または吸着した物のこと
- 埋立て等**：埋め立て、盛り土、かさ上げなどで、土砂等を搬入して行う行為のこと
- 特定事業**：事業区域の外から搬入された土砂等を使用して行われる埋立て等の面積が1000㎡以上の事業のこと

基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止

条例が施行されると、市内のすべての土地について、カドミウムなどの有害物質の基準に適合しない土砂等による埋立て等が禁止されます。もし、有害物質の基準に適合しない土砂等が使用された場合は、事業者や土地所有者に対して、汚染状況の調査や土砂等の撤去などが求められます。

埋立て等の具体例

- ・ 建築物などの建設に伴う宅地造成
- ・ 農地や原野などを埋め立てる土地の造成
- ・ 林野地を開墾・開発するための造成
- ・ 粘土や砂利を採取した跡地の埋め戻し
- ・ ため池・くぼ地の埋め立て
- など



特定事業の届け出

特定事業を行う者を特定事業者といい、条例の施行後は特定事業の計画や土砂等の搬入の届け出、また、近隣住民や利害関係者への周知を行うとともに、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関し、必要な措置を取ることが義務付けられます。

特定事業者が行うべきこと

事業着手前の届け出

- ・計画について、事業に着手する14日前までに、市へ届け出
- ・搬入する土砂等の汚染の有無などについて、市へ届け出

着工前の周知

- ・標識の設置
- ・近隣住民への地元説明会の開催など

工 事

- ・特定事業に関する基準の順守
- ・現場管理責任者の設置
- ・特定事業計画の届け出など関係書類の供覧
- ・土砂等管理台帳の記帳
- ・適正な施工管理の実施

完 了

- ・埋立て等が完了したことについて、市へ届け出

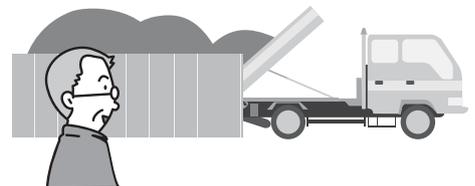


土地所有者の皆さんへ

自分の土地は自分で管理し、守ることが大切です。

埋立て等により土壌汚染が発生する恐れが生じたときには、事業者はもとより土地所有者の責任により土砂等の撤去などが必要になることがあります。

埋立て等を行う者に土地を提供しようとするときは、事業が計画どおり進んでいるか、管理上問題ないかを確認するなど、土地の管理を適正に行いましょう。



※条例は市のホームページで見ることができます

ホームページ http://www.city.kasugai.lg.jp/pre/somu/reiki/reiki_honbun/ae00007041.html